

GIFU

HOZEN

岐阜保全協会報

1990/第3号

平成2年3月19日発行

題字：梶原拓鼓岐阜県知事

写真提供：八幡町観光課



社団法人岐阜県環境保全協会
岐阜市藪田1-101 水産会館内

目 次

巻頭言

「平成2年を迎えて」	(社)岐阜県環境保全協会 理事長 梶原 拓	1
------------------	--------------------------	---

特 集

「岐阜市における建設系廃棄物対策について」		2
	岐阜市生活環境部環境保全課	
「建設系廃棄物の適正処理に向けて」		4
	株富国建設 代表取締役 河野敏春	

協会だより

岐阜県環境保全基金（仮称）の創設をめざして	6
1. 第3回理事会	8
2. 各委員会の活動	8
3. 研修会開催の報告	9

寄稿 「夢想と現実」	10
	(社)全国産業廃棄物連合会調査部主任 上田晃輔

お知らせ 有利な資金を活用しよう	13
協会のシンボルマーク決まる	15

マスコミ報道	16
--------------	----

新入会員の紹介	20
---------------	----

編集後記	21
------------	----



平成2年を迎えて

(社)岐阜県環境保全協会
理事長 梶原 拓

新しい年を迎え、会員の皆様には益々御発展の年となりますようお祈り申し上げます。

さて、当協会は昨年発足したばかりではありますが、これからの産業廃棄物の適正処理を確保していくうえでの基本的な考え方をほぼ確立することができたと思っております。

各委員会における検討過程におきましても、中・長期的視点から21世紀にはいかにあるべきか、ということをよく御理解いただいた結果だと、感謝しております。

なるべく早く、遅くとも今世紀中には、『県民が産業廃棄物処理に何の不安も抱かなくなり、排出事業者も安心して処理を委託でき、処理業者も適正な利潤で安定して業務が継続できる状況』を作りあげたいと考えております。

そのためには、当協会が共同最終処分場を設置し、そこで、適正な処理を実行すれば、きっと県民の皆様のご協力が得られるときがくるものと思いますが、それを容易にするためにも、今回開催の総会において皆様にお諮りする予定でおりま

す『岐阜県環境保全基金(仮称)』を、是非とも創設したいと考えております。

そのときには、皆様方に御負担をお願いすることになりますが、これにつきましても格段の御協力をお願い申し上げる次第です。

これらの当協会の事業は、県が推進しております『気くばり県政』『先取りの県政』にのっとったものであり、まさに『輝く未来の岐阜県づくり』の一環であると考えます。

会員の皆様が、『岐阜県の産業廃棄物処理は、他県に先がけて体制を整備し、協会の努力によって確保してきた』と次の世代に誇れるように、一致協力していただけますようお願いいたします。

最後に、排出事業者の方にはお願いですが、当協会がこのような真剣に取り組み、努力していることを御理解いただき、『岐阜県環境保全協会の正会員であることが優良業者の第一条件である』と御認識されたうえで、当協会の事業に対し側面から御援助くださいますようお願いいたします。

岐阜市における建設系廃棄物対策について

岐阜市生活環境部環境保全課

はじめに

近年、建築、土木などの工事が盛んとなり、それに伴い建設系廃棄物の排出量も増大している。岐阜市における産業廃棄物処理業者の建設廃材取り扱い実績をみても昭和59年度の36,000トンから昭和63年度の156,000トンと約4倍に増加している。建設系廃棄物は、他の廃棄物と異なり、大量に、しかも不定期に排出される。更に発生場所が不特定であり、発生する廃棄物の種類も工事内容で大きく異なっている。主な種類は、工作物の除去等に伴って発生するコンクリート破片、アスファルト、ガラス、レンガ、カワラ等の建設廃材、柱等の木くず、そのほかに、廃プラスチック類、金属くず、汚でい、一般廃棄物との混合物、廃棄物に該当しない残土も発生する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、第10条に「事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない」として、自己処理責任をうたっている。また、昭和56年3月27日付けの厚生省通知によると建設工事についての法律上の事業者は元請業者としている。しかし、元請が実際に廃棄物を自身で処理している例は極めて少なく、大部分が下請に任されているのが現状である。このような責任の曖昧さに加えて、建設業界の特殊性が廃棄物の処理に当たって種々の問題を発生させている。

岐阜市における対策

昭和56年に建設工事で発生する産業廃棄物の処理責任が元請業者にあるという見解が厚生省から示され、建築課、住宅課、土木管理課等を対象に

説明会を実施した。手始めとして岐阜市における公共工事から発生する産業廃棄物が、適正に処分される様に、発注者として確認できる体制をととのえることとした。

建設工事から発生する産業廃棄物を適正に処理するには、処理責任者である元請の責務を追究するのみでは実際的ではない。公共工事から発生する建設系廃棄物は大量かつ長期にわたる場合が多く、発注者においても、元請業者等と十分に意思疎通を図り、適正処理に果たす役割を再認識する必要がある。発注者の責務として仕様書等に、処理方法、処分場所などの明記及びそれに見合う適正処理費の計上を行う必要がある。こういった観点からマニフェストシステムの先がけとして、岐阜市では次の様な方法を採用した。具体的には、次の様な「廃棄物処理計画書」(別図)を元請業者から提出させている。元請業者は、廃棄物の種類ごとに、発生量、収集運搬業者名、処分業者名、処分方法(埋立処分、中間処理、再生利用)、処分場所等を記入し産業廃棄物処理業者の許可証の写し及び契約書の写しを添付して発注者に提出する。発注者はこの書類に不備がないか確認し、産業廃棄物処理申請経過表を付けて受け付ける。それを廃棄物担当課で審査を行い、発注者へ書類を戻す。審査結果に基づき発注者は元請に指示をする。工事終了後、必要に応じて立入検査を実施し、処分状況等を確認している。

以上の様にシステムという程のものではないが、これだけのことで廃棄物の流れが把握でき、不適性処理の歯止めになっていると思われる。平成2年度からはマニフェストシステムも実施される予定であり、マニフェストシステムとからめて

現行のシステムを考えていく必要がある。

おわりに

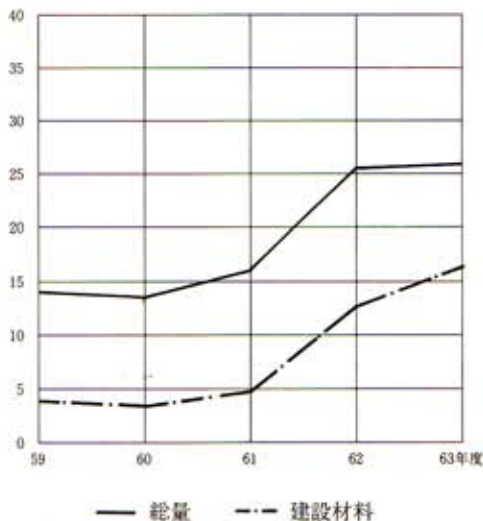
建設系廃棄物の適正処理の基本は法律の定めるところにより、発注者、建設業者、処理業者がそれぞれに連携を取り合って自らの責務を果たすことだといえる。発注者は処理方法についての指導及びそれに見合う適正処理費の計上、建設業者は排出者責任を十分に認識し、減量化、再生利用等の開発に努める、処理業者は廃棄物処理の専門家であることを自覚し、資質の向上に努める、等々が上げられる。

なお、現在岐阜市内には再（生）利用施設としてアスファルト再生施設、コンクリート廃材再利用施設、廃木材再利用施設が稼働している。

今後、建設系廃棄物の処理については益々重要

な課題となってくるものと思われ、関係業界及び国、県、市、一体となった取り組みが必要である。

産廃処理業者取扱量の推移



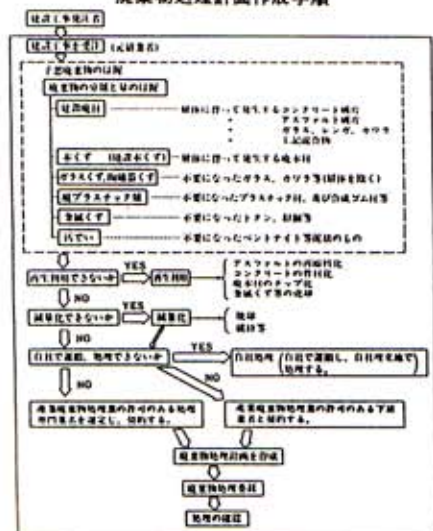
(様式)

廃棄物処理計画書

平成 年 月 日
発注者 (住所・氏名・TEL)

建設工事に伴って発生する全ての廃棄物の処理責任は、元請業者にあります。工事を下請業者が行うときでも、廃棄物は元請業者の責任になります。工事を受注したら、まず廃棄物処理計画書(別紙様式参照)を作成し、発注者に提出しましょう。

廃棄物処理計画作成手順



1. 工事名				
2. 工事場所				
3. 工事期間	昭和 年 月 日から昭和 年 月 日			
4. 下請業者	工事内容		連絡先(TEL)	
	姓 名	職 位	所在地(場所)	自己処理又は処理業者名(許可番号)
5. 廃棄物の埋立処分先	姓 名	職 位	所在地(場所)	自己処理又は処理業者名(許可番号)
	姓 名	職 位	所在地(場所)	自己処理又は処理業者名(許可番号)
6. 廃棄物の中間処理先	姓 名	職 位	所在地(場所)	自己処理又は処理業者名(許可番号)
	姓 名	職 位	所在地(場所)	自己処理又は処理業者名(許可番号)
7. 廃棄物の再生利用先	姓 名	職 位	所在地(場所)	自己処理又は処理業者名(許可番号)
	姓 名	職 位	所在地(場所)	自己処理又は処理業者名(許可番号)
8. 収集・運搬	自己選別 又は 運搬業者名(許可番号)			
9. 一時保管(自己保管の場合)				
10. 添付書類	(1) 契約書 (2) 産業廃棄物処理業者の許可証等			
11. その他				

建設系廃棄物の適正処理に向けて

株式会社富国建設

代表取締役 河野敏春

昭和より、平成に年号の変わった去年の暮れ、東欧諸国の社会変革の激しい動きに、イデオロギーよりも、エコノミーが国を動かす感を深くしたことを思い出している。21世紀への最後の10年となるこの時は、はたしてどんな世界へと、私達を導こうとしているのだろうか。激しいスピードで変化する社会に、時間の誓約をうけながら。人間の英知を結集して取り組まねばならない問題が、ますます増大するように思われる。人間性を、無視した国や民族の対立、国境という問題、国民性に基づく貧富の差、土地の私有についての弊害、交通戦争と呼ばれる死亡事故の増加、地球汚染、自然破壊の問題等、手をうたねばならない課題の多さに、2000年は近くて遠い気がしてならないのは私だけだろうか。

ふり返って我が建設業界を考えれば、自由競争の社会を選んでくれた先代たちに感謝しなければならないが、自由競争のゆえに（人間に能力の差があるゆえに）¹ふるい。にかけられ、転廃業をせまられる10年が始まった感がする。特に建設業の中で建築をいとむ我々中小企業には、現在マスコミで報道される好況とはうらはらに、悩みの多い始まりとなるような気がしてならない。

今、建設業のかかえる多くの問題の中から二、三考えれば、一つは後継者難、労働者難の問題であろう。若者に嫌われる²6K、の悪条件（休日が少ない、給料が安い、きつい、汚い、カッコ悪い、危険）がそろっている建設業と他の業界を比較してみれば事態は深刻であり、労務にお金がかけられる企業に、業界にならなければならないだろう。又一つは、建設廃棄物の問題も含めて自然

環境とどう調和させねばの問題であり、今一つは自由競争という名でありながら、業界ごとに管理されたコストの問題である。労務や管理コストの問題は別の機会にゆずるとして、私には荷が重すぎるが、建設廃棄物の問題にふれてみたい。産業廃棄物の問題は、車社会の発展と交通事故の死亡者の増加によく似ている。経済の発展と共に、飛躍的に増大する廃棄物と、快適な環境をつくり出そうとするこの相反する矛盾は、とりわけ狭い国土に、ものすごいスピードで経済発展する日本の最重要な課題となろう。美しい緑ときれいな水と平和は、タダで手に入れることのできる日本。外国へ出る機会の多い人程感じられるこの現象は、今後自然環境を保つには、すべての人々、企業もコストを負担せねばならず、そのコストをどの割合で負担したら適当なのかの、ルールづくりが必要となるだろう。悠久の世界（次代の人々のために）のために、なぜ日本人は、急いで自然を破壊し、日本人の消費する以上に、物をつくり出すのかという疑問に答ねばならない。今後の日本は、経済の少しスピードをゆるめてもエコノミーからカルチャーへあゆまねばならないだろう。今後の世界も、自由主義諸国は社会化への道を、共産社会主義諸国は、自由競争の原理の導入により競争の社会化へと、新しいイギオロギーの構築が急がれる。

産業廃棄物の問題を考える時、交通戦争による事故死を半減させた西ドイツのドイツ交通安全評議会（DVR）の組織を研究してみるとよいと思う。すべての関係団体、研究団体（DVRの場合は260の団体）が参加し、事故死を半減以上にさ

せたこのDVRの権威、信頼は、よい参考手本になる。現状の把握を積み重ね、法律の整備、研究、広報をとおして、業界に片寄ることなく国民のコンセンサスをつくり出し、安全に対しコストの負担を選択させたこの方式は、産業廃棄物の問題にもよくあてはまる。DVRの考えを導入して、現況の調査、リサイクルの研究、信頼ある広報、現在の時点で作成してはいけない廃棄物の検討等が望まれる。行政、業界の利害を乗り越えて、又現在のイデオロギーを乗り越えて人類のために努力研究する。

我々もサポートしてゆき、分に応じたコストを負担する。こういう団体の出現が、ますます必要とされる現在ではないだろうか。

安く、いい材料として出現したアスベストが、発ガン性のため、撤去に高いコストを強いられている例を考えても、一刻も早く、信頼される団体がほしい時である。近年、建設業の中で、土木関係の廃材は、かなり、リサイクル化が進んでいるが、建築関係は、建物の不燃化という社会的要請のため、処分のコストが高くなってきている現況である。そのため不法投棄等の悪影響がふえ、元請の責任化がすすんだが、問題は深まるばかりである。

化学研究者も含めて簡単な分解、処分の指導等、一業界の枠をこえ、取り組んでゆく団体の出現をのぞみたい。

—— 会員の皆様のご意見をお寄せ下さい ——

協会では、会員の皆様のご意見、投稿をお待ちしております。協会事業活動、ぎふ保全協会報、産業廃棄物問題、地球環境問題、随想など、どのような内容でも結構です。

会員の皆様から寄せられたご意見、ご感想等は、会報の中に「会員の声」の欄を設けまして掲載させていただきます。

~~~~~ 原稿の送り先 ~~~~~

〒500 岐阜市藪田1-101 水産会館1F  
 社団法人 岐阜県環境保全協会 事務局  
 T E L 0582-72-9293  
 F A X 0582-72-6764

## 岐阜県環境保全基金（仮称）の創設をめざして

## — 地域住民の協力を得るために —

(社)岐阜県環境保全協会

事務局

経済力の豊かな国ほど産業廃棄物が多量に排出されると言われております。我が岐阜県においても昭和50年代後半以降年々産業廃棄物の排出量は増加しており、昭和62年において県下の最終処理業者が処理をした総量は約70万tであり、一方最終処分場の残余容量は、約135万㎡と言われております。単純計算でも約2年で最終処分場が満杯になる計算となります。また中部土木技術研究会が、昭和63年度に前年度において官公庁から受注した土木工事にかかる建設廃材について調査された結果によりますと、岐阜県では89%の建設業者がその処理に困ったと言う結果がでており、その困った内容のみをみますと①最終処分場がない45%②最終処分場が遠い19%と言うことで半数以上の方がその窮状を訴えておられ、需要と供給の不均衡が浮き彫りになっている状況にあります。

これらの結果をみても如何に最終処分場が枯渇しているかがご理解いただけると思います。私共としても最終処分場の確保について懸命に努力はいたしておりますが何と申しましても地元の住民の方々のご協力が得られず地元対策に苦慮し、稼働するまでには相当の歳月を要すること等から最終処分場の確保については大へんな危機感をいただいているところです。

よく「公害問題の終着駅は、産業廃棄物である」と言われております様に、こと産業廃棄物の処理は様々な問題を包含しており、むづかしい業種がありますが、反面処理業はこれから我が国の重要な産業領域の一面を担うものであることには間違

いないものと思います。

今最終処分場の確保に思いをはせるとき、地元との協力を得ることの難しさ、或は莫大な施設投資額の調達等困難な問題が山積みしていることは否めない事実であり個々の業者による最終処分場の確保は益々至難となるのではないのでしょうか。従ってこれからは業者が協業化の途を選択する方向に進むものと思いますし、また(社)岐阜県環境保全協会が会員の委託を受けて前面に出て行くことも検討すべきではないかと思ひます。このことが結果的に住民との融和の一助になるものと思ひます。

何れにしても最終処分場が枯渇状態にあることには間違いありません。では何故最終処分場の確保が出来ないのか、その理由はいくつかあります。①浸出水により地下水や河川が汚染され水源等の安全が脅かされる危険が高い。②地域の貴重な、また豊富な自然が破壊される。③先祖代々受け継いできた土地を始め、きれいな水や空気の汚染が何十年かの将来起きないと言う保障がない。④大型車等交通が頻繁となり、交通安全や道路環境の悪化を招来する。等々があげられます。また一方業者側からみますと最終処分場の建設について、地元側からは客観的にみて過大と思われる様な要求、或は住民のエゴにより様々な条件が出され、調整がつかず断念に追い込まれることがあげられると思ひます。こういったことから双方に不信感が増幅し最終処分場イコール迷惑施設と言う図式



が定着したものと思われま。従って双方の信頼回復が私共に課せられた重要な課題であると存じます。

そこで住民との不信感を払拭し信頼を回復するには、先ず私共が地域住民に絶対ご迷惑を掛けないと言うことを念願し、社団法人が全面に出て最終処分場の確保に取り組むことになれば、幾分なりとも道は開けるのではないかと考えられたのが『岐阜県環境保全基金（仮称）』であります。従って最終処分場を確保する以上は、住民の方々は勿論市町村に対しても実質的な安全を担保する方策を樹てることが何より先決であると考え、今この実現に向けて基金の総額、造成の方法、また基金での対象事業の絞り込みなど基金検討委員会を設け鋭意検討を進めているところであります。

要は、最終処分場の設置者に不測の事態（倒産

とか天災など）が発生し、これがために適正な維持管理が不能となり地元の方々に迷惑が及ぶことになった場合この基金で必要な措置をとることにより安全を確保すると言う点と社団法人が主体となる共同最終処分場の設置促進について基金適用を行うという点が大きなねらいであります。

この基金制度の趣旨が会員の方々にご賛同を頂くには、まだまだ紆余曲折があらうかと思いますがあまり最終処分場の確保が進まない場合、県内産業の振興或は社会に与える影響が大きいことも見逃す訳には参らないと思ひます。

何はともあれ会員がこの基金造成に一致団結して取り組みそして美しい自然と良好な環境を後世に引き継ぎたいものであります。節に各位のご協力をお願いいたします。

（専務理事 小林 和）

## 【許可期限切り替えについてのお知らせ】

許可期限付けの許可へまだ切り替えていない産業廃棄物処理業者の方は、速やかに切り替えを行って下さい。  
 なお、その手続き等については、県の許可は各保健所又は環境整備課、岐阜市の許可は岐阜市環境保全課にお問い合わせください。  
 ・県環境整備課 ☎ <0582> 72-1111  
 岐阜市環境保全課 ☎ <0582> 65-4141  
 (内) 2574

## 1. 第3回理事会

協会の第3回理事会は12月20日サンレイラ岐阜で開催されました。

理事会には、理事総数26名のうち22名が出席。また県から、松井康雄環境整備課技術課長補佐兼産廃係長、岐阜市から大坪守環境保全課長が出席。議事は公務多忙の梶原拓理事長にかわって井口恒男副理事長が議長を務めて進行しました。

理事会は、次の各議案を審議の上承認決定しました。

- 1) 第1号議案 新規会員の加入承認について
- 第2号議案 各委員会委員の選任について
- 第3号議案 平成元年度補正予算(案)について
- 第4号議案 社岐阜県環境保全協会シンボルマークの制定について
- 2) 報告事項
  - ①各委員会の活動報告について
  - ②平成元年度予算執行状況報告について
  - ③基金制度検討委員会の中間報告について。

## 2. 各委員会の活動

### ①研修指導委員会

- 1月19日 第4回委員会  
 場所 レストランめしや  
 議題 1)「新指導要綱」講習会、従事者研修会の開催について  
 2)アンケート調査について  
 3)事例研究会について

### ②広報編集委員会

- 1月12日 第5回委員会  
 場所 レストランめしや  
 議題 1)「ぎふ保全協会報」第3号の企画について

- 2)協会バッジの製作について

### ③適正処理委員会

- 12月4日 第8回委員会  
 場所 レストランめしや  
 議題 1)「指導要綱」について  
 2)環境保全基金の検討状況報告
- 1月18日 第9回委員会  
 場所 レストランめしや  
 議題 1)最終処分場の確保について

### ④基金制度検討委員会

- 12月7日 第5回委員会  
 場所 レストランめしや  
 議題 1)岐阜県環境保全基金(仮称)について  
 2)基金制度検討委員会中間報告について
- 1月23日 第6回委員会  
 場所 レストランめしや  
 議題 1)基金の拠出金について  
 2)基金造成に伴う質問想定について

- 2月6日 第7回委員会  
 場所 レストランめしや  
 議題 1)拠出負担割合及び徴収方法について  
 2)総会提出議案について

### ⑤適正処理・基金制度検討合同委員会

- 2月16日 場所 レストランめしや  
 議題 1)基金制度の検討結果について

### ⑥各委員会正副委員長会議

- 2月16日 場所 レストランめしや  
 議題 1)平成2年度事業計画(案)について

### 3. 研修会開催の報告

#### ①産廃処理業従事者研修会

- 日時 2月16日 午後1時～午後4時
- 場所 岐阜県福祉農業会館 6階研修室
- 演題 「産業廃棄物処理の基礎知識」
- 講師 岐阜市生活環境部環境保全課主査兼水質保全係長兼廃棄物指導係長

久保田 弘 氏

#### • 参加人員 41名

※ 会員各企業において産業廃棄物処理の最前線で実務に従事する方々に処理に関する基礎知識を学んでいただくという本研修会は、次年度以降も定期的で開催し、資質向上、技術研修の場として利用していただくものですが、第1回の出席者の方々は大変熱心に聴講され盛況でした。



# 夢 想 と 現 実

(社)全国産業廃棄物連合会

調査部主任 上 田 晃 輔

## 1. ノブレス・オブリージュ

ノブレス・オブリージュという言葉がある。“Noblesse Oblige”と書く。英語の中に溶け込んだフランス語らしい。素直に英語でつづれば、“Nobility Obligate”。貴族の義務という意味である。戦になれば、領民を守るために真っ先に戦場に駆けつけるのが、昔の武人すなわち貴族の義務であった。そういう自発的かつ自己犠牲的な意識と行動こそ貴族の徳であり、それ故に農民も進んで貴族に土地を寄進し、貴族の庇護の下に入る。貴族という階級の形成は、実際そんなにきれいなものではないだろうが、貴族に求める理想像として、このノブレス・オブリージュの観念が存在するのだと思う。

さて、私の家は東京近郊の3LDKアパートである。一昨年、私が入居したときは新築で、全世帯が同時に入居した。10世帯が住むそのアパートには専用のごみ集積所が設けられている。

私の住む町では、家庭のごみは決められたごみ集積所に出し、収集を待つことになっている。可燃ごみ、不燃ごみ、そして資源ごみは、それぞれ決められた収集日に、決められた方法で袋に入れるなり、ひもで縛るなりして集積所に出さなくてはならない。収集は午前中に行われるが、前夜のうちにごみを出して置くことは禁じられている。また、可燃ごみは紙袋に入れて出すこととされており、ビニール袋で出したりすれば、収集してもらえない。

「隣は何をする人ぞ」、集合住宅というのは、なぜか共同体意識が薄いことが多い。禁じられて

いるにもかかわらず、住民はごみを前夜のうちに出してしまおうのである。夜の内に野良猫や野良犬がごみを漁るので、袋が破れてごみが散乱してしまう。可燃ごみ収集日に出された不燃ごみ等は収集して貰えず、ごみ集積所にそのまま居座ることになる。そういうことが続き、ごみ集積所は荒れ放題に荒れ、莫大な量のごみが溜まることになった。ある日、階下の101号室に大家が訪れ、アパートの住民の当番でごみ集積所を掃除しろとホウキとチリトリを置いていった。101号室の奥さんも、うちの家内も困った困ったと言っている。まず当番というのが面倒であるし、それよりもあの大量に溜まったごみをどうやって片付けたらいいのか。

廃棄物を勉強し、廃棄物問題に携わっている人間がどうしてこれを見過ごすことができよう。正確には“Nobility Oblige”ではなく“Garbagers Obligate”であろうが、私のノブレス・オブリージュが目覚めた。私は腕まくりをして小さな廃棄物対策に乗り出した。

都市ごみ処理の基本的命題は、サービスの質と、住民協力のバランスである。住民の利便性を考えるにはサービスの質を高める必要があるが、それには費用の限界がある。どこまで住民に不便を我慢して貰い、協力して貰うかが自治体にとってのごみ処理計画の基本である。アパートという小さな地域共同体のごみ処理に、この問題をあてはめれば、まず住民の自覚に訴えるか、管理費を払っている大家にサービスの向上を求めるかであると考えた。いずれの選択をするにせよ、ごみ集積所が汚れて困るのは、我々住民であるから、住民同

士の意思の調整を図る必要がある。

まず私は、ごみ集積所が汚れていること、大家から掃除をしろと言われていたこと、住民みんなでこの問題を考えたいこと等をワープロで打ち、回覧に付した。アパート住民の反応は鋭く、帰ってきた回覧には、いろいろな意見が書き込まれていた。とにかく一度は、みんなで問題のごみ集積所に集まって、現状を把握し、対策を考えようということになり、次の日曜日に住民集会を持った。

この集会には10世帯のうち8世帯が参加した。話し合いをしたところ、管理費を払っている大家に対して要求しようという意見は以外と少なく、ごみ集積所の問題は我々住民自身の責任であるという意見が強かった。当番制を敷こうという意見さえ出た。さらに、ごみ集積所の前面に板囲いがあるからごみが溜まってしまうので、板囲いを取り除くべきだという、集積所の構造そのものの欠陥を指摘する意見も出た。これだけは専門家を自負する私も気づかなかった欠点であり、多くの人から意見を集めることの大切さを知った。

とりあえず、溜まりに溜まったこのごみを皆で片付けて、今後は汚さないようお互いに気を付けようということで、一応は意思が統一された。まず、集積所の前面の板囲いを外した。各世帯2枚づつのごみ袋を持ち寄り、ごみを片付け、念入りにごみ集積所を掃除した。この大掃除によって、アパート住民のごみに関する意識が変わった。また、ごみ集積所は共同体のものであるという意識が生まれたようである。それぞれのごみの出し方が良くなったし、ごみが少しでも集積所にこぼれていれば見つけた住民がサッと拾って自分のごみ袋に入れる。汚れが蓄積することはなく、ごみ集積所はいつも清潔に保たれている。私のノブレス・オブリージュは多に満足したのである。

はっきり言って、私は今まで理屈でしか廃棄物を扱ったことはない、実際に都市ごみ処理に携わってきたわけではないし、また産業廃棄物処理

業を営んだ経験もない。非常に小規模な実験ではあるが、アパートのごみ集積所の件は、頭の中だけで組み立てた廃棄物の理論を実際の応用して成功した例のひとつであり、自分自身まったく驚いている。いままで、実際の経験のない私は、経験者たる年寄りと渡り合うには庇理屈をもってするのが、その際うしろめたさを常に感じていた。しかし、これが少し晴れた思いがした。

## 2. 経験について理屈について

学識経験という言葉がある。「学識経験者」というように、「学識」という言葉と「経験」という言葉は二つが組になって使われることが多い。常々疑問に思うのは、学識経験者とは、「学識と経験を持つ者」なのかあるいは「学識もしくは経験を持つ者」なのかである。学識経験者と呼ばれる人々の多部分が「学識もしくは経験を持つ者」であり、「学識と経験を持つ者」は非常に希であるような気がする。

学識とは勉強によって得られた見識であり、見識とは物事をみわける能力である。一方、経験とは、人間が直接ぶつかる事実のことであって、それは組織化されていないばらばらなものも経験である。特に経験を積もうという意識をしなくても、人間は生活をしている限り、経験は積み重ねることができる。泣くこと、乳を飲むこと、指をしゃぶることも、それをする者にとっては経験である。生まれたばかりの赤ん坊も、泣く経験、乳を飲む経験、指をしゃぶる経験、いろいろな経験を積み重ねて成長する。

自分自信に見識や経験などという言葉を使うのはおこがましいのだが、廃棄物問題に携わる者として、私には特に経験が欠ける。私が、いまだに出会い、尊敬する先生達の中にも両方が揃う人は少ない。さすがに、見識はないが尊敬に値するという先生は居ないが、実際の経験はないと仰るけれども、私は尊敬している先生は幾人か居る。

私もいまでこそ、そういう先生達を尊敬しているが、若いころは先生をつかまえて「理論と現場の応用の両方が揃わなければ」などと生意気を言っていたものである。

私も今日まで生きて知ったことは、見識と経験の両方が揃えば、それは凄いが、そういう人は希なこと。それぞれ片方ずつを持つ人々が協力しあって社会は成り立っているということ。そして、経験を積み重ねただけでは決して見識にはならないということである。

見識とは体系化された経験あるいは知識であると思う。長生きをして経験を積み重ねてきたといっても恐れるには足りない。いくら量が多くとも体系化できていない経験は見識にはなり得ないのである。機関車の点検を30年間やってきたある男が退職して語るに「わしは毎日機関車の車輪を小さなハンマーで叩いていたが、たまにいつもと違った妙な音がすることがあった。ありゃ何だったんだろう」

経験や知識を体系化するということは、個別の経験や知識から一般的法則、あるいは理論を導き

出すことである。体系化されていない経験とは、「Aの時はA'という対策を行った」、「Bに際してはB'だった」というような過去の実績の記憶の集積に過ぎず、過去の経験の範囲外の事柄に関しては役に立たない。A、Bという過去の経験から、Cという未来の問題に対する対策C'を導く理論が必要なのである。それには、なぜAに対しA'という対策があったのか、どうしてBに際してB'だったのかの理屈を追究する必要がある。

若い理論家の発言に対して、年寄りの経験者は言う「若いな。君の理屈はわかるよ、だが現実はどうなるとらんじゃないか。現実を見賜え」しかし、そういう経験者として解っていないのである。理論家の唱える理論も、それがどうして現実と乖離しているかも。本当に厳しい理論家の仕事は、そうした基本的な原理と、実際の現象を乖離させる諸要因の関係を整理することをも含むべきであると思う。一方、経験主義者の、経験、経験と威張るばかりで、現実拘泥して、それから出ようとしないのは甘え以外の何者でもない。

〈次号へ続く〉

## 「有利な資金を活用しましょう、

県内産業を振興するうえからも産業廃棄物の処理は、一時たりともゆるがせに出来ません。

その意味で私ども産廃処理業者は、産業振興の重要な担い手でもあるわけです。

こうしたなかで、産業廃棄物の排出量も年々増加傾向にありかつその性状も多様化しており、適

正処理を行うために施設などの整備拡充を計画されている企業もあろうかと思えます。

そこで施設などの整備拡充に要する資金調達について少しでも有利な資金と言うことで公的資金による融資制度についてその概要をお知らせします。せいぜいご活用下さい。

なお、詳細について知りたい方は協会事務局へ気軽にお問い合わせ下さい。

### 公害防止事業団融資事業条件表

(平成元年12月22日現在)

| 融資対象施設名又は<br>融資対象事業名      | 対 象 者           | 融資割合  | 償 還 期 間<br>(含む据置期間) |       | 据 置 期 間 |       | 金 利 (年利)    |       |       |       |
|---------------------------|-----------------|-------|---------------------|-------|---------|-------|-------------|-------|-------|-------|
|                           |                 |       | 機 械 装 置             | そ の 他 | 機 械 装 置 | そ の 他 | 融 資 後       | 4 年 目 |       |       |
|                           |                 |       |                     |       |         |       | 3 年 間       | 以 降   |       |       |
| 産業公害防止施設 ※1<br>(共同にかかるもの) | 中小企業者又は地方公共団体   | 80%以内 | 15年以内               | 20年以内 | 2年以内    | 3年以内  | 4.4%        | 4.55% |       |       |
|                           | 上記以外のもの(大企業等)   | 70%以内 |                     |       |         |       | 5.4%        | 5.6%  |       |       |
| 同上 ※1<br>(個別にかかるもの)       | 中小企業者又は地方公共団体   | 80%以内 | 15年以内               |       | 2年以内    |       | 4.75%       |       |       |       |
|                           | 上記以外のもの(大企業等)   | 50%以内 |                     |       |         |       | 5.6%        |       |       |       |
| 同上 ※2<br>(産業廃棄物処理施設)      | ①地方公共団体         | 80%以内 | 15年以内               | 20年以内 | 2年以内    | 3年以内  | 4.4%        | 4.55% |       |       |
|                           | ②センター ※3、第1セクター | ◇     |                     |       |         |       | ※4<br>15年以内 | 2年以内  | 4.4%  | 4.55% |
|                           | ③第3セクター         | ◇     |                     |       |         |       |             |       | 4.75% | 4.95% |
|                           | ④中小企業者          | ◇     |                     |       |         |       |             |       | 4.75% | 4.95% |
|                           | ⑤上記①②③④以外の者     | 50%以内 |                     |       |         |       |             |       | 5.6%  | 6.1%  |

注・※1 公害防止施設のうち、産業廃棄物処理施設については発生者自らが処理施設を設置する場合

- ・※2 産業廃棄物処理を業とする者が処理施設を設置する場合
- ・※3 広域臨海環境整備センター法に基づき設立された法人
- ・※4 ②③の元金の据置期間については事業団が必要と認める場合は、3年以内とすることができます。
- ・担保-不動産、動産等物的担保が必要です。
- ・保証人-1名以上の連帯保証人が必要です。
- ・返済は元利均等の年2回返済です。
- ・利率は貸付決定時の利率で固定されています。(固定金利です)

# お知らせ

## 中小企業金融公庫融資事業条件表

(平成2年2月1日現在)

| 融資対象事業名                                                                                                                                                                             | 対象者                                                                                                                     | 融資額<br>(総高額)                       | 償還期間<br>(含む据置期間) | 据置期間 | 金利                                  | 返済方法                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------|------|-------------------------------------|----------------------------------|
| <b>産業廃棄物の処理装置<br/>廃棄物の有効利用装置</b><br><br>焼却、脱水、乾燥、圧縮、分離、破砕<br>中和無毒化、安定化又は生物化学的方法<br>により処理するもの<br>分解等の方法により再生し、有効利用を<br>行うもの<br><br><b>関連施設</b><br><br>分別、収集運搬、貯留用施設<br>最終処分施設、測定分析装置 | 1. 産業廃棄物の排出事業者<br>資本金1億円以下又は<br>従業員300人以下<br>(鉱業は1,000人以下)<br>2. 産業廃棄物の処理業者<br>資本金1千万円以下<br>又は従業員50人以下<br>3. 廃棄物の有効利用業者 | 直接貸付<br>5億2千万円<br><br>代理貸付<br>5千万円 | 設備<br>15年以内      | 2年以内 | 当初の3年間<br>5.4%<br><br>4年目以降<br>5.9% | 据置期間の<br>後、原則と<br>して2ヶ月賦<br>均等償還 |

注1. 直接貸付 …… 公庫の本・支店、出張所の窓口申し込むもの  
 2. 代理貸付 …… 公庫の代理店の窓口申し込むもの  
 3. 担保 …… 種類等については相談の上決定  
 4. 保証人 …… 法人の場合には社長など経営責任者の方  
 個人事業者の場合には経営に協力している方

## 中小企業設備近代化資金融資事業条件表

(平成元年度)

| 融資対象事業名                                                                          | 対象者                                                                                                                                                                                                                                                             | 貸付金額                                                                | 償還期間及び償還方法                                                        | 連帯保証人等                                                                            | 損害保険                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
|                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 貸付率                                                                 |                                                                   |                                                                                   |                                      |
|                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 貸付金の利率                                                              |                                                                   |                                                                                   |                                      |
| 公害保安施設<br>・産業廃棄物処理装置<br>・産業廃棄物処理貯留、運搬施設<br>・自動運搬記録装置、ロランA受信機<br>・測定、分析装置<br>・特殊車 | 「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に規定する廃棄物を生ずる企業、又は生ずることとなる企業及び同法による許可を受けた、産業廃棄物の処理を行う企業<br>①中小企業者であること<br>②県内に工場、事業所を有し、現在の営業期間が2年以上<br>③本年度中に中小企業設備貸与制度による設備の貸与を受けていない<br>④次の企業は原則として貸与できません<br>ア銀行等からの総借入残高が19,000万円を超えている企業<br>イ最近2年間の平均純利益(税引後利益)が3,000万円を超えている企業<br>ウその他 | 1企業当たり<br>50万円以上<br>3,000万円以下<br><br>対象設備の設置に要する金額の48%以内<br><br>無利子 | 償還期間 5年<br>償還方法 1年据置<br>4年均等年賦償還<br>ただし、公害防止施設については12年、1年据置均等年賦償還 | 原則として、当該企業に関係がなく、独立の生計を営む県内居住者であって、確実な債務保証能力を有する者2人以上<br>(ただし、会社にあつては代表者を含める3人以上) | 対象設備について、貸付金相当額以上の損害保険に加入し、県の買掛を設定する |

注1. 中小企業者とは ・製造業、運送業、建設業……資本金が1億円以下の会社、並びに従業員が300人以下の会社及び個人をいう。  
 ・鉱業……資本金が1億円以下の会社、並びに従業員が1,000人以下の会社及び個人をいう。  
 2. 貸付対象設備 ①整備の性能が優秀であること  
 ②原則として新品であること  
 ③代金の支払は現金で直接支払わないこと



## 協会のシンボルマーク決まる

岐阜県は、県土の80%余が山地で、水清く緑豊かな山菜水明の地であると言われております。この様なすばらしい環境を未来への大きな財産として引き継ごう、そんな意図で昨年処理業界、排出事業者、行政機関が三位一体となって社岐阜県環境保全協会が発足いたしました。

そこで、今回決まった協会のシンボルマークの意味を説明しましょう。

まず、三つの円は、処理業界、排出事業者、行政機関を表し、夫々が丸く角を立てず円滑に協会運営がなされる様にと願ったものであり、中のGは岐阜県の頭文字を山にちなんでもじったもので、三者がこのGによって益々連帯感を高め、固く結ばれることにより、協会の使命がまっとうされ末永く揺ぎなき発展をする様にとの期待が込め

られております。どうか、何時までもシンボルマークを可愛がっていただきますようお願いいたします。



## シンボルマークを使用した協会バッヂができました！

この程、当協会ではシンボルマークを使用した協会バッヂを製作いたしました。

各会員等には、各々1個無料配布をさせていただきますが、追加ご希望の方については、1個500円（製作実費）で購入していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

お申込先 社団法人 岐阜県環境保全協会 事務局

T E L 0582-72-9293

F A X 0582-72-6764

## 県南市町村、福井県へゴミ運ぶ 最終処分場満杯で「他県排出」 —栃木—

〈89年11月22日 朝日新聞朝刊〉

県環境整備課は、昨年度の一般廃棄物について、その処理実態を調査しているが、これまでの調べで、最終処分場不足に悩む栃木市や小山市など県南一帯のゴミのほとんどが、福井県内に運ばれ、捨てられていることがわかった。同課の推定では約24,000トンに達し、県全体で出る最終処分量の約24%を占めるという。ゴミ処理の「他県排出」は、産業廃棄物の場合、例年、全処理量の6、7割を占めているが、一般廃棄物の場合はこれまでまったくなかったこと、と同課はいう。処理料金はどんどん上がり、他県からは白い目で見られ、それでも処分場確保の見通しはつかないジレンマ続き。「ゴミ処理の他県依存」はまだまだ続きそうだ、という。

一般廃棄物は各市町村が処理の責任を持つ。その際、焼却などをした残りかすを埋め立てる最終処分場が必要となる。栃木市、大平町、藤岡町など6市町が加入している栃木広域事務組合や、小山市、野木町、上三川町など6市町が入っている小山広域保健衛生組合といった県南では、これまで藤岡町中根にある最終処分場を使っていたが、ここが昨年3月末で使い切ってしまう、その後の処分場拡張計画が住民らの反対にあって暗礁に乗り上げて、「持って行き場」がなくなった。結局、業者に委託してそっくりそのまま、福井県敦賀地方に運ぶ状態が続いている。

栃木県広域事務組合によると、1トン当たり17,000～20,000円をかけて出しているが、県内で済ませられる場合はその半額ぐらいだという。「料金は上がる一方だが、最終処分場を県内に物色しようにも、ことごとく反対にあい、今は手が出ない状態」と頭を痛める。

福井県の処理業者は「まあ、商売でやっていま

すが、自分の所のゴミくらい、自分の所で処理してほしいですよ。栃木に場所がないわけじゃないんだから」と話す。全国的に、他県締め出しをねらって料金をつり上げる現象が、受け入れ側の業界に出始めており、また、迷惑がられていることも確かだ、と指摘する県関係者もいる。

ちなみに事業者が処理責任を負う産業廃棄物の場合も福島、群馬、茨城各県などにどんどん出しており、昨年度は推定173,000トン(全体の61.2%)を他県で最終処分した。

同課では、住民の反対運動などで、自らの選挙に悪い影響が出ることを恐れる自治体の首長が、あまり一般、産業廃棄物の処分場建設に乗り気でないといった事情も「処分場不足に拍車をかけている」といい、「にっちもさっちもいかないのが現状」というのが、同課の処理実態の結果報告となりそうだ。

## 年内にも要請—産業廃棄物の再利用促進

### ・不法投棄防止 —愛知—

〈89年12月7日 日本経済新聞地方経済〉

愛知県は6日、増え続ける産業廃棄物について、排出業者に再利用の促進と不法投棄の防止を徹底させ全体の埋め立て処分量を削減することを狙いとした「産業廃棄物適正処理に関する要綱」を年内にも策定する方針を決めた。同要綱の策定は中部圏では初めて。さらに同県は、排出業者の処理責任を明確にするため、同要綱と合わせて具体的な処理計画の作成を義務づける「適正処理に関する要領」も策定する。これら要綱・要領の実施により、増加傾向が続く埋め立て処分量を現状程度に抑えこみたい、としている。

同県環境部によると、同要綱は、全排出事業者に対して、廃棄物の処理責任主体を明確にさせるとともに、資源化のための再生利用に努力することや、事業所内の処理施設の充実を求めている。

さらに一定の経営規模以上の排出業者に対して

は、廃棄物の名称や数量、最終責任者の責務内容を明文化するとともに、廃棄物の発送地から到着地までの経路を明記した「処理計画」の作成を義務づけるなど、厳しい指導基準を盛り込んだ「要領」も策定する。

県環境整備課の調査によると県内の産業廃棄物処分場は259ヵ所（昭和62年度末現在）。一方、産業廃棄物は年々増加し、同県は平成3年度には年間767万トンと予測。このうち埋め立て処分が必要となるのは同3年度には420万トンに達すると見ているが「現在の処分場施設だけでは2年後には限界になる」（同整備課）という厳しい状況だ。

産業廃棄物の有効利用が急務となっており、県は今年9月、産廃を排出する企業と再利用したい企業の情報を集める「産業廃棄物広域交換制度」をスタートさせ、約3ヵ月間に百件程度の申し込みがあった。

さらに、プラスチック廃材の野焼きや汚泥など廃棄物の不法埋め立てに対処するため、県警と一体となった「産業廃棄物適正処理連絡会議」を10月末に設置している。

同県は新要綱、要領を核とした広範な産廃対策により、リサイクルの徹底と、不法投棄の未然防止を図り、年間総排出量の約70%（500万トン相当）の廃棄物に対して排出抑制をかけたい、としている。

また、これとは別に来年度にも策定を検討している「県産業廃棄物最終処分場指導に関する要綱」で、処分場の用地確保を円滑化させるため、周辺住民との事前協議を義務づけるとともに、処分場建設に際しては国の廃棄物処理法を上回る厳しい構造・維持管理基準を盛り込む方針。

## 産廃の不法投棄防止へ 伝票方式を導入

—福岡—

〈90年1月5日 日本経済新聞西部朝刊〉

福岡県は産業廃棄物の不法投棄を防ぐため、廃棄物を次の業者に渡す際に伝票を添付、伝票を見

るだけで排出業者が廃棄物の流れをつかめる「マニフェストシステム」（積荷目録申告制度）を導入する。当初は県発注の公共事業や感染性の医療廃棄物に限定、次第に産業廃棄物全体に広がっていく。マニフェストシステムは厚生省が昨年11月から首都圏、近畿圏で建設工事現場、工場合わせて約百社を対象に実験しているが、本格実施は全国で初めて、という。

県が新方式を採用することにしたのは産業廃棄物の処理をめぐる社会問題が多発しているため。県内各地で民間処理業者の不法投棄が絶えないうえ、昨年は福岡市内で発生した産業廃棄物処理業者が無断で周辺市町村の処分場に捨てるといった事件も起き、市町村間の「ゴミ紛争」にまで発展した。

新方式では、産業廃棄物の排出業者が5枚つづりの伝票に廃棄物の種類、量などを記載。収集・運搬業者に廃棄物を任せる際、そのうち1枚を写しとして手元に残し、あとの4枚を手渡す。収集・運搬業者が中間処理業者に廃棄物を納入する時にも写しを1枚取って残りを中間処理業者に渡す。こうした手順を踏んでいき、最終処分業者は最終処分したうえで伝票を最初の排出業者に届けるので、排出業者の手元で廃棄物の流れが把握できる。

産業廃棄物の処理問題については、民間の処理業者に対する地元住民の不信感が根強い半面、地元住民の反対で民間の最終処分場が建設できないことがかえって不法投棄を助長している面もある。こうしたことから、県は昨年11月、県内市町村とともに「産業廃棄物広域処理推進協議会」を発足。県内を福岡、筑後、筑豊、北九州の4ブロックに分け、ブロックごとに公設の広域処分場を建設していくことにしている。

## 増える廃棄物にお手上げ 31処分場ほぼ満杯

—群馬—

〈90年1月19日 朝日新聞朝刊〉

「リゾート開発やダム建設など開発計画が目白

押しの中で、産業廃棄物は増えることはあっても減ることはない。残念ながら特効薬はありません。県廃棄物対策室の担当者は、処分場対策に追われている。88年度に県内の業者が処理した廃棄物は、あかぎ国体のあった83年の約1.8倍に増えた。県内には31の処分場があるが、ほぼ満杯。住民の協力を得るのに手間取る場合も多く、建設が追いつかないからだ。

悪質な不法投棄も増加し続け、県は業者と協力してパトロールを実施しているが焼け石に水。83年度は29件だったが、88年度には93件、今年度は9月現在64件。県外業者が目立つという。

県は、処分場の建設を計画する業者に対し、地元の同意を得ることを「県産業廃棄物の処理施設の事前協議規程」に定めている。ところが、「よそのごみをどうして」との声が多く、地元の反応は厳しいという。

今年度、県が許可した最終処分場は4件と少ない。「県内業者が処理した量の伸びが85年を境に鈍化しているのも、処分場建設が頭打ちになったため。「吾妻郡東村の産廃処分場は安全基準を満たしていない」とする今回の訴訟がほかの周辺住民の意識にも影響したのでは……」と県担当者。

県が昨年5月、今回の裁判でも争われた「首長の了解をなくす」など処分場建設の規定を変更する方針を固めたところ、県内各地の関係住民が「住民無視」と反発した。このため県は、「地元の同意方法について再検討が必要」と、その方針を現在も凍結したままだ。

最終処分場の寿命は3年から5年と短い。県は86年の産業廃棄物処理計画の中で「県内排出廃棄物の県内処理」を課題としている。廃棄処理業者は零細企業が多いため、県は処理施設整備基金として3,000万円を限度に融資する制度を昨年度からスタートさせたが、利用者はまだ2件という。

業者側も昨年4月、社会的地位確保を目指し、「社団法人・県産業廃棄物協会」を設立した。

今月26日には同協会の業者600社が中心となって、共同処理施設を建設するため事業組合を設立する。計画では、4ヘクタールの最終処分場と5,000平方メートルの中間処理施設を建設、事業費は12億5,000万円。廃棄物の受け皿作りに懸命だ。

## ○搬入の車次々、日に平均30台

東村産業廃棄物訴訟の判決が言い渡されたこの日、吾妻郡東村岡崎にある日本イーディービー社の産業廃棄物処分場は平常通り営業された。

同処分場が営業を始めたのは88年1月。吾妻川沿いのがけの上につくられた埋め立て用地は容積20万立方メートルだった。が、営業が許可された日からダンプカーが出入りを始め、処分場の需要が多いことをまざまざと見せつけた。現場事務所社員の説明では、1日当たり平均30台の車両が廃棄物を搬入しており、「この2年間で計画量の50%を埋め立てた」という。実際、処分場を見たところ、当初深いスリ鉢状だった埋め立て用地がかなり浅くなった。

この日は午前8時から昼までに20台の車両が次々と廃棄物を運び込んだ。社員の1人は「経済の好況を反映してか、産業廃棄物処理の依頼も目立って増えている」と、地元住民の反対闘争をよそに景気の良い口ぶりだった。

## 都内の産業廃棄物、今度は船で青森へ 川崎の業者、船橋港から

—首都圏—

〈90年1月21日 朝日新聞朝刊〉

首都圏から日々あふれ出す産業廃棄物。近県の処分場が足りなくなっている中、神奈川県川崎市で収集運搬業者が都心などから出る産業廃棄物を船橋港から積み出し、はるか青森県八戸市まで大量に船で運ぶ計画を進めている。昨年春からこの海上輸送は始まっていたが、千葉市が青森県田子町に生ゴミを捨てていたことが発覚した後、地元には非難され一時ストップしたこともある。ところが今回、業者は輸送を本格化するため、東葛飾郡沼

南町に積み替え保管場所を設置したいと県環境部に申請。青森側の「都会のゴミ捨て場ではないのに」という反応を気にしつつ、県は、「許可しないわけにもいかない」と対応に苦慮している。

この業者は昨年初め、主に八戸港の埋め立て事業に建築廃材を供給する計画で、青森県と千葉県知事の許可を取った。船による運搬は異例だけに、両県とも慎重だったという。

両県などの話では、業者は3月から6月にかけて約6回、800トン積みの運搬船(トラック80台分)で、八戸港に建築廃材を輸送。ところが、千葉市のゴミ問題発覚後、青森県議会で埋め立てに県外のゴミが使われることが批判され、いったんは打ち切った。それでも9月以降、八戸市内の別の民間処分場を受け入れ先に、月1度くらいの割合で廃棄物を運んでいるという。

一方で、この業者は積み出し基地にするため、沼南町に約3,400平方メートルの積み替え場所をつくりたいと申請。現在、その事前協議の手続き中だ。県環境部では、複数の収集業者から廃棄物を受け入れることは責任が不明確になるとしてはねつけているが、業者が自分で収集し適正に処理する以上は認めざるをえないという。

他県からの流入にも頭を痛める。「産廃銀座」千葉県では、今、県外からの持ち込みを抑制するための要綱作りも進めている。中川和義・県産業廃棄物対策室長は「千葉は『自区域内処理』の考えだ。たとえ都内のゴミでも船橋から積み出せば、千葉のゴミになる。他県に捨てに行かれるのは本当は困る」という。

だが、どうせ認めるのなら、「都内のゴミではなく、千葉県内のゴミをなるべく運べ」と、業者に矛盾する指導をしたりもしている。

「県外から持ち込ませない、県内から持ち出すというのでは、千葉県はムシが良い」と、青森県環境衛生課は皮肉った。「青森県の処分場は県内の産廃のために計画している。よそのゴミは歓迎

できません」

産業廃棄物は一般廃棄物と異なり、県境を越えた広域処理が原則。だが、東北各県では最近、反発が強まり、処分場計画に中止を勧告したり(秋田県)、持ち込み規制を検討するなどの動きが相次いでいる。

だが、産廃処理業界に聞くと、話は少し違う。近藤三千夫・県産業廃棄物協会専務理事は、今回の業者の試みを「注目している」とし、「東北や九州では埋め立てによる土地造成などの必要から、首都圏で大量に出る建築廃材を本当は欲しがっているはず。もちろん自県内での処理が目標だが、それを補うものとして、船で大量の産廃を長距離輸送することがあっていいのではないか」と話す。

業者は手続きが終われば、輸送をより頻繁にするという。ただ、この業者は「今詳しく話すと誤解を招くだけ」として取材は拒否した。

首都圏から日々あふれ出す産業廃棄物。近県の処分場が足りなくなっている中、神奈川県川崎市の収集運搬業者が都心などで出る産業廃棄物を船橋港から積み出し、はるか青森県八戸市まで大量に船で運ぶ計画を進めている。昨年春からこの海上輸送は始まっていたが、千葉市が青森県田子町に生ゴミを捨てていたことが発覚した後、地元には非難され一時ストップしたこともある。ところが今回、業者は輸送を本格化するため、東葛飾郡沼南町に積み替え保管場所を設置したいと県環境部に申請。青森側の「都会ゴミ捨て場ではないのに」という反応を気にしつつ、県は「許可しないわけにもいかない」と対応に苦慮している。

## 新入会員の紹介

※平成元年9月1日～11月30日までに入会され理事会の承認を得た会員は次の通りです。

### 正 会 員

| 社名・TEL                           | 代表者氏名 | 〒      | 住 所                 | 最終 | 中間 | 収運 | 県内・県外 |
|----------------------------------|-------|--------|---------------------|----|----|----|-------|
| (有) 海 部 清 掃<br>052-441-5353      | 加藤 豊  | 490-11 | 海部郡甚目寺町<br>西今宿平割二6  |    |    | ○  | 県 外   |
| 名古屋ロード・メンテナンス(株)<br>052-935-7579 | 高木十七二 | 461    | 名古屋市東区葵<br>3丁目24-26 |    |    | ○  | 県 外   |
| 合 計                              |       |        | 2 社                 |    |    | 2  |       |

### 賛 助 会 員

| 団体名(社名)       | 代表者氏名 | 〒      | 住 所                | TEL          | 団体数 |
|---------------|-------|--------|--------------------|--------------|-----|
| 稲津陶料協同組合      | 加知 幸三 | 509-61 | 瑞浪市稲津町小里<br>1001-3 | 0572-68-3138 | 15  |
| (株)日本環境技術センター | 市原 壽  | 491    | 一宮市貴船<br>1丁目3番地3号  | 0586-73-1512 |     |
| 合 計           |       |        | 2 団 体 (社)          |              | 15  |

産業廃棄物用の遮水シート工事は、当社に御相談下さい。



株式会社 ユカリソックス 名古屋営業所

〒450 名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビル 三菱油化棟内  
TEL.(052)565-3840 FAX.(052)562-1570

私が公害防止協会にお世話になってからはや2年が過ぎようとしております。また当協会が発足してから、はや1年が過ぎようとしています。日々走馬燈のごとく、駆けずりまわった感じがします。

そうこうしているある日、次のような夢をみました。それは、廃棄物にふりかければ、無害化する薬品が開発され、あっというまに多量の廃棄物が目の前から姿を消していく、さらに廃棄物の中に抗ガン剤が沢山含まれていることが発見され、

廃棄物の引き取り手があまた出てくる。廃棄物を収集しようと満願の思っていると、ガラッと場面が変わって、廃棄物の山の中で手足をもがいている自分。もがけばもがくほど山から脱出できるところか逆に、ますます深みにはまっていく、ついに窒息しそうになり、苦しきのあまり目がさめる。ああ夢だったのかと安堵する。しかしこれが正夢かもしれないと思われます。

(広報編集委員・富田 茂)

### 「ぎふ保全協会報」編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 後藤 昭二

野々村 清

高井 信夫

野村 清晴

富田 茂

坂 喜一

国内で製造されている洋紙の原料であるパルプ流木（径14cm高さ8m）に換算しますと毎年3億本が使われていると言われております。

この会報は省資源、省エネを通じ地球の環境保全を図るための再生紙を使用しております。

平成2年3月19日発行

第3号

編集行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原 拓

〒500 岐阜市藪田1丁目101番地 水産会館1階

TEL (0582) 72-9293

印刷 共和印刷株式会社